

第1回大田原市水道料金審議会 会議録

日 時：令和8年1月16日（金）午後1時30分～午後3時00分

場 所：大田原市役所1階101会議室

出席者：

委員（14名）

君島委員、滝田委員、藤田委員、吉岡委員、小川委員、平久江委員、福島委員、
菊地委員、郡司委員、鈴木委員、千嶋委員、原田委員、朝野委員、藤沼委員

事務局（6名）

五月女局長、大森水道管理係長、古川水道工務係長、菊地水道施設係長、
大場主査、荒井主査

小川議長	それでは、これより議事に入ります。議事につきましては、資料5、本日の会議資料に沿って説明がございます。大きな段落ごとに区切りまして、質疑の時間を取りたいと思いますのでよろしくお願いたします。それでは、会議資料1ページ「1水道料金審議会とは」について説明をお願いいたします。
事務局（管理係長）	あらためまして、私、水道管理係長の大森と申します。よろしくお願い申し上げます。では、資料5「第1回大田原市水道料金審議会資料」をご準備いただき、1ページをお開きください。資料は、画面に同じものを出しておりますので、好きな方でお聞きいただけたらと思います。 先ほども局長から説明があつて重複してしまうところではありますが、大切なところがございますので、再度ご説明いたします。水道料金審議会は、大田原市水道料金審議会条例で定める諮問機関でありまして、市長の諮問に応じて組織され、水道料金に関する必要な調査および審議を行います。組織に移りますが、審議会は委員15名以内で組織しまして市長が委嘱します。こちらは、資料4審議会条例の第3条に記載があります。今回は、重要な案件でございますので、上限いっぱいの15名で皆様にご相談させていただいたところ、ご快諾いただきまして誠にありがとうございました。委嘱状のとおり、市長から委嘱となりましたので、よろしくお願いいたします。なお、審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができませんので15名の場合10名以上の出席が必要となります。できる限り出席をお願いするとともに欠席となる場合は、上下水道課にご連絡くださいますようお願いいたします。なお、議事につきましては、出席した委員の過半数で決す

	<p>ることになっております。1 ページの下の図につきましては水道料金審議会のイメージになります。水道料金審議会は市長からの諮問に対して調査および審議を行いまして結果を市長に答申いたします。その後、水道使用者に対して公表するという形になります。なお、委員の皆様の任期でございますが、審議が終了しますと解任されるものとする、条例第 4 条に記載されておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 ページに移りまして水道料金審議会の設置の背景について説明させていただきます。本市の水道は昭和 38 年に創設して以来、人口の増加やニーズに合わせて徐々に給水エリアを拡大するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めて参りました。現在では、少子化や若い世代の人口流出が進みまして、人口のピークであった平成 17 年の 79,023 人から減少し始め、令和 7 年の 4 月の人口が 68,992 人と 20 年で 1 万人以上減少しています。人口の減少は水道使用量の減少に直結いたします。水道料金収入が財源である水道事業にとって大きな課題となっております。また、従来から水道管の更新は行っているところではございますが、管路工事が多い年でも年間に 4km 程度の更新に留まっております。令和 6 年度末での法定耐用年数を迎えた老朽管は 137km ありまして、年々増加する見込みにあります。本市にある給水管を除く水道管の延長は 800km を超えていることから、現在の進捗では全ての水道管を交換するために、200 年の年月がかかることとなります。水道管の減価償却上の耐用年数は 40 年とされていますが、多くの水道事業体では「管種ごとの寿命」を決めて更新を行っています。本市においても、管種ごとの寿命を基準として更新計画を立てて工事を進めておりますが、老朽化の進行に対して更新が追いついていかない状況となっております。また、近年の状況としまして、頻発化する大規模災害等に対応するため、配水池などの急所施設や基幹管路の耐震化も急務になっております。これらを踏まえまして、持続可能な経営基盤の確保に向けて、長期的視点で「適正な料金のあり方」について審議をお願いするものであります。「水道料金審議会とは」につきましては、以上になります。</p> <p>小川議長 今説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ご質問ご意見がありましたら挙手をして発言をお願いいたします。 (質問なし) 特にないようなので時間の関係上、進めさせていただきます。続きまして、「2 大田原市水道事業の経営について」事務局のご説明をお願いします。</p> <p>事務局 (管理係長) 「2 大田原市水道事業の経営について」に移ります。3 ページの地方公営企業についてです。</p>
--	--

料金を審議するためには、水道会計について知っていただく必要がありますことから、少々難しい内容で大変恐縮ではございますが、イメージとして仕組みを捉えていただければと思います。

わたくしたち上下水道課は、市役所の中でも特殊な業務の部署でありまして、水の供給や汚水の処理などのサービスを提供する事業を行っております。このような地方公共団体が経営している事業活動体が「地方公営企業」と呼ばれるものでございます。また、大田原市では上下水道事業のみになりますが、大きな自治体になりますと、交通事業や病院事業などの地方公営企業を有しております。

次に独立採算制の原則になります。ここで重要な点でございますが、地方公営企業は一般会計と切り離して、民間企業と同様の会計を用いて、独立採算制をとることが地方財政法で定められております。主たる収入において主たる経費をまかなうということが、地方公営企業の原則であるということがポイントになります。つまり税金ではなく、水道料金収入で運営しなさいということになります。ただし、経費の負担の原則にありますとおり、例外もございまして一部の経費、消火栓維持管理費、統合した簡易水道の元利償還金の一部などにつきましては一般会計等が負担することになっております。

次に4ページ収益的収支と資本的収支についてでございます。一般会計では、主に現金の動きによって経理を行っておりますが、企業会計では非現金取引でも帳簿が動きます。大きな違いは、資産の増減に影響を与える取引について、会計処理を行うということになります。例えば「水道管の工事をしました」企業会計では、水道管の工事費が固定資産に計上され、翌年度から減価償却費という支出が発生します。資産価値が年度ごとに減少していくという経理が生じます。それが何かと申しますと、現金の増減がない行為に対しても、プラスマイナスが生じるので、内部に現金が増減するということが生じます。この貯蓄される仕組みにつきましては、後ほどご説明をいたします。企業会計では、2つの取引を区分するということが公営企業法施行令において規定されております。損益取引は、収益的収支と呼ばれ、経営活動の収入と支出を表すもので、1年間の利益または損失がいくらあったかという計算をしております。ここで、ほぼ全ての収入と支出をまとめているのですが、これに加えて、企業会計では、資産の増減を経理しております。分ける意味ですが、資本取引を、1年間の収入と支出としてしまいますと、非常に大きな金額が工事年度の収入・支出となってしまいますので、ここで、資産の価値を耐用年数で割りまして、1年分を減価償却費という形で収益的収支に計上しております。

それでは本市の水道事業がこういった収入と支出があるのかについて、ご

説明いたしますので、5 ページの (1) 収益的収入の状況をお開きください。収入ですが、令和 6 年度の列の 2 段目、水道料金であります給水収益は 12 億 8 千万円ほどであります。右隣の構成比をご覧くださいますと、全体の収入の 81.9%を占めておりまして、他の収入に頼らずに経営ができていくということがお分かりになるかと思えます。次の、他会計補助金は、総務省の繰出基準により一般会計からいただいている補助金になります。具体的には統合水道における簡易水道の償還利子がほとんどを占めております。なお、一般会計が繰出した額の一部については交付税措置があり、一般会計にも収入があるという内容でございます。次に長期前受金戻入がありますが、こちらにつきましては工事の際に国から補助金をもらいますが、その補助金収入分が減価償却した際に収益化されるものになります。こちらは、減価償却とあわせて、別途説明をいたします。以上のように、水道事業はおおむね 15 億 7 千万円の収入で経営を行っております。

次に 6 ページの支出の状況でございます。原水及び浄水費は、水源から水を汲み上げ、浄水場で浄水し、配水池に送るまでにかかる維持管理費用になります。具体的には電気代、通信費、施設の地代や業務委託料、県水の受水費などがあり、年間で 4 億 1,100 万円ほど掛かります。ここで県水という言葉を使わせていただきましたので、少しご説明させていただきます。資料の 19 ページをお開きください。県水とは栃木県企業局が経営する北那須用水供給事業から大田原市が購入している水を言います。昭和 53 年から供給が開始されまして、本市の他、那須塩原市が供給を受けております。浄水場は、那須塩原市百村にありまして、水源は深山ダムになります。本市では給水エリアの拡大に伴う水量不足解消のため、昭和 52 年に上石上に配水場を建設し、1 日あたり 12,900 m³、年間 470 万 m³の県水を受水しております。現在は、市の全体の配水量に対して県水の占める割合は 63%程度で推移しており、総費用に占める受水費の割合も 25%を超え大きな割合を占めております。詳細につきましては後ほどご覧いただければと思います。6 ページに戻ります。次に配水及び給水費についてですが、こちらにつきましては、配水池から水道管を通り、水道をご使用の皆さまの水道メーターまでにかかる維持管理費用になります。こちら原水及び浄水費と同様に電気代、通信費、施設の地代、業務委託料があり、そのほか漏水修繕工事費などがあります。これらが年間で 1 億 8,700 万円ほど掛かっています。総係費は、主にわたしたち職員の人件費、計画策定などの委託料や事務費等になります。主な委託内容ですが、窓口対応や料金の徴収業務委託、数年ごとに重要な事業計画等の策定をしておりますので、その策定委託料が主なものになります。年度ごとに増減が大きいのは、年度ごとにそれらの委託の有無が生じますので、その影響になります。減価償却費ですが、こちらにつきましては別途ご説明をいたしま

す。次の資産減耗費は、主に固定資産が役目を終え、除却が生じた際に計上する費用になります。施設や管路を更新した場合や道路拡張等で水道管を移設しなければならない際に発生します。令和6年度は2,100万円程度発生していますが、その時々の方工事の状況で変化します。支払利息及び諸費につきましては、ほとんどが企業債の償還利子になります。令和6年度は約7,000万円を支払っていますが、償還のピークを過ぎていますので減少傾向にあります。過年度損益修正損は、過年度分の漏水減免による還付や不能欠損額になります。令和4年度に大きな不能欠損を行ったため、令和4年の数字が大きくなっておりませんが、令和6年度は滞納整理が上手く進んだため17万円余りとなっています。以上が支出の主なものでありまして、ほぼ固定費となります。そのため年度ごとに大きく費用の増減が生じるということではなく、簡単に削減できるものではありません。それは、水道事業は、「安全・安心」が基本であり、水質や管理レベルを下げることができないこと、検査や点検など、法で定められているものなどを行っておりますので、経費削減には限界があること、年中無休で稼働しておりますので、いつでも水が出せるようにするためには、大きな費用が掛かってしまうということをご理解いただきたいと思います。以上の収支によって、1億5,000万円の利益が生じておりますが、この利益は次の資本的収支の不足額を補てんすることに使用します。

次に7ページの資本的収支の状況ですが、企業債、こちらは借入金のことです。令和6年度には1億230万円を借入れております。ちなみに借入金の残高ですが、資料6 令和6年度の決算書、裏表紙から2枚めくっていただきますと企業債明細書がございます。右から3列目、未償還残高の合計欄をご覧くださいますと令和6年度末で42億円ほどの残高があります。現在は新規の借入れを抑えることにより、借入残高の減少に努めているところでございます。つづきまして、他会計負担金につきましては消防からの依頼によって設置した消火栓設置工事費になります。工事負担金は、道路事業等に伴う移設工事負担金になります。もらえるだけ良いですが、移設部分の残存価値分ですので実際の工事は持出しが多くなります。国庫補助金は、交付要件に合致した工事などに対する国からの補助金です。他会計補助金につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、一般会計からの補助金です。こちらは利子ではなく償還元金の1/2補助などになります。支出につきましては、水道施設の工事費用です。年間数億円の費用が掛かります。企業債償還金は借入金の返済元金です。返還金は、過年度においていただいた国庫補助について、消費税分が含まれていたため、返還した金額です。

以上が収支状況ですが、支出が大きいため、毎年大きなマイナスが生じます。このマイナスは当然補てんが必要になります。ただ、これは大田原市だ

けではなくて、この不足額は、どの自治体でも起こっているものです。ここで、減価償却費が関わってきますので、簡単に説明をしたいと思います。

8 ページをご覧ください。例のとおり、200 万円で軽自動車を購入します。財源の一部として 40 万円の国庫補助を受取りました。耐用年数が 4 年ですので定額法で年間 50 万円を償却することとなります。購入の翌年度から減価償却費が毎年 50 万円計上になります。この費用は、現金で支払う費用ではなく、資産が減少していくという形になるので、収支上はマイナスになるのですが、現金の支出がないので、内部に現金が蓄えられるという仕組みです。財源である長期前受金も同様に減価償却ごとに戻入として収益化されますが、現金の収入はなく、内部の現金が減ることになるので、減価償却費と相殺した額が、内部留保資金となるものです。

8 ページを現実にあてはめたのが 9 ページになります。こちらの金額につきましては令和 6 年度の決算額になります。右側の資本的収支は、工事費などの金額が大きいのでマイナスになりますが、この赤字を補てんするのが、先ほどご説明いたしました内部留保資金になります。この資本的収支の不足額と収益的収支で生じた内部留保資金の差額によって、貯金額が変わってきます。令和 6 年度では A の減価償却費 6 億 1,452 万円から、B の長期前受金戻入 1 億 9,722 万円を差し引いた 4 億 1,730 万円。これに C の純利益 1 億 5,037 万円を足した 5 億 6,767 万円が内部留保資金になります。これを資本的収支不足額 6 億 4,006 万円に補てんしますが、7,239 万円が不足しています。令和 6 年度は、図のとおり資本的収支差額が大きかったため、内部留保資金が減少したということになります。つまり損益取引、業務活動で得た現金を、投資活動に使用して、その差額が内部留保されるという仕組みです。要するに、収益的収支で発生する非現金支出と利益の額と資本的支出の差額のバランスにより内部留保が変わってくるという仕組みであります。なお、令和 5 年度に改定しました経営戦略に基づき、水道施設の耐震化や更新を進めるため令和 6 年度から工事費を増額したことが影響し、内部留保資金は減少傾向にあり、現在の残額ではあと数年で資金ショートに陥ってしまいます。また、生活基盤を支えるインフラ事業としては内部留保資金をある程度確保しておかないと災害など予期せぬ支出が発生した際に対応ができず、非常に厳しいといえますか危険な状態であるといえます。この原因は収益が不足している影響であるといえると思います。

10 ページにつきましては、資本的支出にあります建設改良費の令和 6 年度に実施した主な工事になります。大田原浄水場送水管更新工事や湯津上低区配水池耐震補強工事などの急所施設の耐震化は進んでいますが、管路についてはまだまだ更新が追いつかないのが現状です。舗装復旧工事については、過年度等に水道管布設工事を実施した路線について行います。これは、工事

<p>小川議長</p>	<p>終了後に仮舗装をして 90 日以上の自然転圧期間を設けているため、期間終了後に本復旧を行います。また、那須塩原市一区町の空気弁をなぜ大田原市で更新するのとお考えかもしれませんが、上石上配水場からの水を短距離で運ぶために野崎街道に大田原市の管が布設してあるためです。長い説明でしたが、「大田原市水道事業経営について」は以上です。</p> <p>今説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。ご質問ご意見がありましたら発言をお願いいたします。特にございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>では続きまして、「3 経営戦略の見直しから」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (管理係長)</p>	<p>続きまして 11 ページ「経営戦略の見直しから」に進みます。拡張から保守の時代への転換ということでございますが、大田原市では令和 5 年度に経営戦略の見直しを行いまして、人口減少による給水収益の減少や今後の水道施設の更新を見据えた令和 15 年度までの投資・財政計画を策定しました。重複した説明にはなりますが、本市の水道管延長は 800km を超えており、現在の進捗では 200 年かかるというご説明させていただきましたが、これを管の法定耐用年数 40 年での更新となると 1 年あたりの工事費がかなり高額となってしまうため、更新は管の状態を調査しつつ、管の寿命 (ダクトイル鑄鉄管で 80 年) まで延長し、安心安全な水を供給したいと考えております。そのためには従来 3 億円程度であった建設改良費を 10 億円程度に増やしていかなければ更新が追いつかないという結果になったことから、令和 6 年度から工事を徐々に増やしておりますが、現在の経営は内部留保資金を毎年度減らしているギリギリの状態になっています。もちろん、現在の水道料金収入でも工事を従来どおりのレベルに減らせば経営は成り立ちますが、施設の老朽化は止めることはできません。大規模な断水の発生や断水が長期化する可能性が高まってまいります。本来であれば経営戦略見直し後、直ちに料金審議会を開催するべきではありましたが、物価高騰の折でもあり下水道使用料と同時に改定となることを避けるために見送ったところでございます。</p> <p>12 ページには経営戦略に基づき、建設改良費を増やした場合のイメージを示しました。建設改良費を 10 億円とするならば、資本的収入の借入金を増やさなければなりません。しかしながら、借入額の増は将来の財政負担の増加につながります。借入額が増えれば、元金と利息の返済額が増加し、将来の水道事業の財政を圧迫することから、ほどほどに抑える必要があります。このため企業債残高と給水収益の比率を 350%から 400%程度に抑えたイメージとしています。また、収支不足額も増えることから、収益的収支の利益も増</p>

<p>小川議長</p>	<p>やさなければならぬ水道料金収入の増加が求められるところです。「経営戦略の見直しから」は以上になります。</p> <p>今説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。ご質問ご意見がございましたら挙手の上発言をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>拡張から保守の時代への転換ということで、4行目かな。これを管の法定耐用年数40年で更新となると1年あたりの工事費が高額となる。当然そうやっていきますよね。そのあとなんですけど、管の寿命（ダクタイル鋳鉄管で80年）まで延長し、ということで、このダクタイル鋳鉄管をこれからどんどん導入していく。ちょっと私も素人なので、耐用年数40年のものに、加工して繋げていくっていいですかね。</p>
<p>事務局（施設係長）</p>	<p>先ほど事務局から説明したのは、ダクタイル鋳鉄管等の水道管自体は耐用年数が40年と帳簿上では定められています。ですが、帳簿上はそれでも実際使える年数というのは管種によって違います。ということで本市では、各管種ごとに耐用年数を実使用年数に見直しておりますので、そこでダクタイル鋳鉄管ですと80年持つものと考えております。これは各市町村によって考え方がありますが、実際40年で更新している市町村もあるかと思うのですが、現実的にはそれ以上に使用しております。本市においては過去にもダクタイル鋳鉄管を使用しておりますが、帳簿上は40年ですけども、実使用年数は場所によって80年というように計算しております。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>小川議長</p>	<p>他にご質問ありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>12ページですね、経営戦略の見直しからの2ですね。これをちょっと今見させていただきまして、この建設改良費10億円を確保したというイメージ図なんですけど、一番下の欄を見ると、水道料金収入が16億4,000万円。先ほどあった説明だと、12億9,000万円の水道料金収入ですね。その差額は、3.5億円程になるんですかね。3.5億円程の水道料金の収入を上げることによって、先ほど説明があったその内部留保は数年間でショートするっていうのは抑えられるという風に考えているということでしょうか。イメージ的には。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>経営戦略を策定したときにですね、シミュレーションをしまして、その結</p>

	<p>果なんですけども、内部留保資金、確かに現在減っております、令和9年にショートするというシミュレーション結果でございました。例えば料金が上がったとして、内部留保資金がすぐに貯められるかというそうではなくてですね、徐々に増えていくものになりますので、すぐさま内部留保資金が貯まるということはないんですけども、長い年月をかけてですね、貯めていってという形にはなるかとは思いますが。</p>
<p>委員</p>	<p>少なくとも、資金ショートにはならないように運営できるというふうに見ていいですか。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>そうですね。ショートをしてしまいますと大変困ったことになりますので、その辺はですね、予算の段階でわかりますので、そうならないように予算を組み立てていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>小川議長</p>	<p>他にございませんか。前の方の事項にさかのぼっても結構なので、質問ありましたらお願いします。</p> <p>（質問なし）</p> <p>では、ないようでございますので、続きまして「4本日のまとめ」について事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>13ページ「本日のまとめ」になります。現在の進捗では全ての管路を更新するまでに200年かかり、耐震化を含めた更新が追い付いていきません。経営戦略では法定耐用年数での管理ではなく寿命での管理方法を採用し、負担の軽減を図っておりますがそれでも追いついていかない状況でございます。現行の料金体系でも工事を少なくし支出を抑えれば収支上の健全経営はできますが、工事が減少すると施設の更新や耐震化が進まず、大規模な断水の発生や、断水が長期化する恐れが出てきます。能登半島地震を踏まえ、配水池など急所施設と避難所等の重要施設を結ぶ管路の耐震化も急務となっております。こちらで本日のまとめまで終了となりますが、料金審議の重要な点でありますので、参考資料につきましても申し訳ないですが簡単に説明させていただきます。</p> <p>まず15ページをご覧ください。現在の大田原市の料金体系です。本市の水道料金は基本料金と使用した水量に基づく従量料金からなっています。水道料金2ヶ月分は基本料金+従量料金となります。基本料金は検針や料金収納に要する経費、また、メーター設置費、水道施設の維持管理費などの固定費</p>

用にかかる料金です。従量料金は、薬品や動力費などの給水する水の量に応じて増減する費用に充てるための料金です。メーター口径 13mm と 20mm については、基本料金内に 2 ヶ月あたりで 20 m³ の基本水量が含まれております。基本料金内水量は、誰もが最低限の生活用水を使えることと、料金体系を安定させる狙いがあり、過去には多くの自治体で採用がされてきました。現在は、核家族化や節水意識の高まりで、基本水量まで使わない世帯が増えております。現状では、公平性の観点から、多くの自治体で基本水量を廃止したり、見直しを検討しているところが増えていようようです。また、契約割合につきましては 13mm が約 96% とかなりの割合を占めているところも大田原市の特徴となっております。

次に 16 ページです。こちらは県内の 13mm 契約の水道料金の一覧になります。左から、10 m³、15 m³、20 m³ 使用した場合の水道料金順位が示されております。皆さまご存知の通り、本市は県内でも上位の高料金になっております。しかしながら、水道料金は、立地や地形が大きく関係するため、人口が同規模の自治体であっても単純に比較ができないというところがございます。水は高いところから低いところに流れますので、標高が高いところに豊富な水源がありますと当然、そちらが有利になっております。標高が低いところにしか水源がない場合、ポンプを使って圧送しなければならないということになり、そのためには加圧ポンプ場などの施設・設備が必要になり、多くのコストがかかってしまいます。そのコストにつきましては、水道料金に反映されるという仕組みになります。

次に、17 ページ、こちらは給水エリア図になります。市内には、こちらの図に記載があるとおり 39 の施設があり、皆さまにこちらから水を送り続けております。先ほど県水のお話をさせていただきましたが、上石上系が県水 100% のエリアになります。上石上系に隣接する大田原、佐久山東部、中の原、片府田、狭原系は県水と市水を両方使用しているエリアになります。その他、乙連沢、大野室、川西、大輪、松沢、須賀川系は、市水 100% のエリアになります。

次に 18 ページにつきましては、給水人口と給水戸数の推移のグラフになります。平成 27 年から令和 6 年までお示したのものになりますが、ここ 10 年で給水人口は約 5,000 人減少しております。こちらは水道使用量の減少に繋がっている部分になります。一方、給水戸数に関しては、10 年間で約 2,000 戸増加しており、こちらにつきましては基本料金分の収入増に繋がっている部分になります。現在の傾向としましては、本市においては核家族化や単身世帯など、1 世帯あたりの人数が少なくなっているものと想定されます。

20 ページにつきましては大田原市水道事業の変遷になります。旧大田原市は、大田原市水道事業が昭和 39 年に認可となって以降、拡張を進めながら佐

	<p>久山並びに佐久山東部簡易水道事業を統合しまして、さらに平成 14 年に新設した羽田乙連沢簡易水道事業が認可になり、平成 17 年の合併を迎えます。旧黒羽町は、黒羽町水道事業が昭和 39 年に認可となって以降、8 つの簡易水道の認可を取り、うち、西部簡水と川西簡水を上水道に統合して合併を迎えております。旧湯津上村は、那珂川流域簡易水道が昭和 52 年に、箒川流域簡易水道が昭和 55 年に認可となり、そのまま合併を迎えております。市町村合併後の平成 21 年に大田原市水道事業と黒羽町水道事業の 2 上水と 9 つの旧簡易水道の事業統合を行い、新生大田原市水道事業となりました。なお、統合したことにより、浄水をエリア間で融通させることができるようになり、水道施設の一部を廃止させるなどコストカットにも成功しております。説明は以上となります。</p>
<p>事務局（局長）</p>	<p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>今まで係長から水道事業経営や経営戦略の内容を説明させていただきましたが、この経営戦略というのは今後 10 年間の施設の更新等を踏まえて、収入と支出、それを見込んだ計画ということで国の方からも言われている計画ですが、この計画を立てたのは、令和 5 年度時点で、更新をするためには何年かかるとか、年間 10 億円かかるとかという内容になっております。しかし、その計画を立てたあとに令和 6 年 1 月 1 日能登半島地震があり、インフラの今後のあり方について国の方でも協議して、何とか耐震化を進めなさいということで、耐震化計画を立てて管路の更新を進めていかなければならないということになりました。さらに、令和 7 年 1 月 28 日の埼玉県八潮市の道路陥没事故、そして 4 月 30 日には京都市で大規模な漏水により国道 1 号線が 1 日通れなくなるとか、そういった大きな事故が相次いだのを受けて、国では、耐震化をより強く進めなさいということで、耐震化を進めていかなければならなくなったということをご理解いただきたいと思います。これにより余計に事業費がかかってしまうということで、本当に今、大変厳しい状況を迎えております。上下水道は市民生活に欠かすことができないインフラ整備ということで、我々も次の世代に負担を残さないために、今のうちに耐震化等を進めて皆さま方に安心して安全な水を提供したいと考えておりますので、今後の審議の参考にしていただければと思います。私からは以上です。</p>
<p>小川議長</p>	<p>今局長から補足説明が入りました。それを含めてですね、本日最後の質疑に入りたいと思います。これにつきましては、当初の水道料金審議会とは、から現在に至るまでの審議事項についても包括して伺いたいと思いますので挙手の上、発言をお願いしたいと思います。</p>

委員	<p>概要としてお聞きしたいんですけど、19ページの総配水量実績ですね。10年間ぐらいで750万~850万m^3ぐらいになっているとか、あるいは22ページの有収水量ですね。これが626万~621万6,000m^3になっているということで、審議会の中で協議するにあたって、次回の説明にあるとは思いますが、どのぐらいの推移で減ってきているのか、22ページをみるとほぼ同じようにも見えてくるし、その辺もよく理解できていないんですけども、そのところの説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局（管理係長）	<p>すみません。ちょっと資料の不手際がございまして22ページの方、今回は出さないものだったんです。間違っって印刷してしましまして大変申し訳ございませんでした。</p>
委員	<p>戸数とか世帯数では増えているけど、人口では減っている。今回の審議で一番大切なのは有収水量が要因だと思います。そこで少し気になったものから質問しました。次回の時に再度、説明をお願いします。</p>
小川議長	<p>では、次回の審議会の際に、事務局で資料の準備をお願いします。</p>
委員	<p>県水の件なんですが、ずっと1m^3あたり79.62円できていますけれども、今後について、どのようになるかは予想はついているんですか。</p>
事務局（管理係長）	<p>こちらは令和5年度に更新しましたが、令和6年度から令和10年度まではこの金額でいきます。次の更新の際はですね、あくまで憶測にはなってしまいますけれども、県の企業局でも経営戦略を近々実施するというような運びでして、こちらを実施しますとおそらく金額が上がってくるのかなというところで考えております。</p>
委員	<p>了解しました。当然、施設整備優先にやらなくちゃならないというのも分かります。この県水が上がることも考えてですね、その辺も考慮して今後、議論していかなくてはならないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
小川議長	<p>今後、県水の値上がりも含めて議論の方にも入れていただきたいと思いますので、事務局よろしくお願いします。</p>
委員	<p>今の〇〇委員の質問に少し関連することですが、16ページに市町村別が出ていまして、それと県水の受水状況が17ページでさっき説明いただいたんですけども、大田原市の場合、60何パーセントが県水ということで、他市、</p>

	<p>那須塩原市においても県水利用とかが多いのかなと思うんですね。この県内で、県水を利用している市町村と単独の井戸でやっている市町村で料金にどのような影響を受けるのか。例えば市独自の井戸を使ってやるとか、市独自の河川で受水をしてやっているところは料金が安いのか。高いのかとか。県水のところは比較的高くなる。そういうデータとかありましたら次回の時に是非参考までに教えていただきたい。そういう中で本市の水道事業の経営戦略をある程度受水できるところは自家水で受水して供給していくとかそういう戦略も今後求められるのではないかとという風に思ったものですから、次回よろしく願いいたします。</p>
小川議長	<p>事務局の方からコメントはありますか。</p>
事務局（施設係長）	<p>県水ですが、現在 12,900 m³、日量入っております。最大 15,000 m³までは受水可能ですが、例えばこれ全量県水を受水するとなると、もし水位が下がってしまった時、復旧する見込みがなくなってしまいます。ということで、一応余力を見て 12,900 m³で受水しております。実際に流れてくる量も、管の口径が決まっておりますので、どれだけ使ってもいいというわけにはならないという状況です。その範囲の中でということと、県水の既存の施設の中で、施設の更新のこともありますし、無尽蔵にエリアを広げられるわけではない。本市において過去にも試算したことがあります。県水を毎年何億円も払って受水しているのであれば、浄水場を造ればよいのではないかという話もあることはありました。ただし、その前提としては水源が求められない。今現在、上石上配水池は本市において一番高い位置にありますので、そこに受水すれば自然流下で持ってくるができる。12,900 m³の水源を探すとすると、例えば箒川、あるいは井戸を掘るといふこともありますが、それは現実的ではないということですので、本市としては、県水はバランスよく使っていくものだと考えております。資料につきましては、次回以降に準備させていただきます。</p>
小川議長	<p>他にございますか。今回だけではなく、また続きますので、今日の審議を含めて、また次回、質疑がありましたら、そちらの方で設けていただきたいと思えます。</p> <p>（質問なし）</p> <p>他に質疑がないようでしたので、次第の最後になります。次回の開催について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局（局長）	<p>次回、第2回審議会につきましては、年度末のお忙しい時期で大変恐縮で</p>

<p>小川議長</p>	<p>はございますが、3月25日水曜日午後1時半から生涯学習センターの1階D研修室で開催いたします。</p> <p>なお、第2号、第3号、委員の皆様には、条例に基づき、特別職の報酬がございまして、1日あたり6,400円となりますので、出席日数に応じて、まとめてお支払いをさせていただきます。後ほど、振り込み先などの提出をお願いすることになりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、本日以降に、ご意見や疑問等があった際には、遠慮なく上下水道課までご連絡をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは局長のお話の通り、次回の第2回審議会につきましては、3月25日水曜日午後1時30分から生涯学習センター1階D研修室で開催することです。</p> <p>委員の皆様につきましては、ご出席のほどよろしく願いいたします。なお、やむを得ず欠席をされる場合につきましては、必ず、事前に事務局にご一報をお願いいたします。</p> <p>以上で、本日予定されている議題につきましては、全て終了いたしましたので、事務局にお返しします。</p>
<p>事務局（局長）</p>	<p>小川会長におかれましては、滞りなく議事進行していただき、誠にありがとうございました。</p> <p>次回の審議会の開催につきましては、改めてご通知を差し上げたいと思いますのでどうぞよろしく願いしたいと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして第1回大田原市水道料金審議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>長時間にわたる審議、誠にありがとうございました。</p>